

支障除去等に関する基金のあり方懇談会（第12回）議事要旨

〔議事次第〕

1. 日 時 平成24年 1月20日(金) 10:00～11:59
2. 場 所 中央合同庁舎 5号館22階 環境省第一会議室
3. 出席者 (出席委員)
浅野委員(座長)、岩間委員、大塚委員、木本委員、
小室委員(代理:小野氏)、高橋委員(代理:伊澤氏)、
富田委員、仁井委員、弓手委員
(欠席委員)
植田委員、北村委員、木村委員、名古屋委員、古市委員
(環境省出席者)
伊藤廃棄物・リサイクル対策部長、坂川企画課長、
廣木産業廃棄物課長、吉田適正処理・不法投棄対策室長他
4. 議 題
 - (1) 支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて
 - (2) その他
5. 配付資料
資料1: 委員名簿
資料2: 第11回議事要旨
資料3: 産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成22年度)について
資料4: 「支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて(案)」
資料5: 個別事案毎の詳細なヒアリングの結果等 - 現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがある、今後直ちに又は計画的に支障除去等事業を実施すると都道府県等から報告のあった事案のうち、現行の支援スキームによる財政的な支援を希望している事案について
参考資料: これまでの懇談会(第5回～第11回)の議事要旨関連部分のカテゴリ
一別整理
6. 議 事 懇談会は公開で行われた。
7. 議事要旨

(1) 議題「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成22年度）について」、事務局から資料3に基づき、平成22年度に新たに判明した産業廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案並びに平成22年度末の時点で残存している残存事案の状況等について説明した。

併せて、議題「支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて」資料4に基づき、これまでの議論を踏まえ不法投棄等の現状とこれまでの取組や支援の必要性についてまとめた内容を説明し、新たなスキームとして考えられる方式の案について説明するとともに、資料5により「個別事案毎の詳細なヒアリングの結果等 - 現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがある、今後直ちに又は計画的に支障除去等事業を実施すると都道府県等から報告のあった事案のうち、現行の支援スキームによる財政的な支援を希望している事案について」説明した。

(2) これに対して、各委員から、次のような意見等が提出された。

支援希望があるのは、非常に大規模な不法投棄事案ではないかと思うが、見積額が少な過ぎないか。

不法投棄・不適正処理は、排出事業者という抽象的な者ではなく、特定の排出事業者が行うものであり、産業廃棄物という同じジャンルのものを出しているからといって共同責任になるという話には飛躍があるのではないか。そのような意味で、今回の案は、社会的貢献として拠出するという考え方を平成9年以前の研究会のスタートの時に戻してルール化するものであり、ルールとして負担を恒久化するということを意味するように受け止められる。今までの経緯を踏まえた形で全体的な議論の収束という方向で考えていただきたい。

平成20年の議論の中で、全体量の把握や事業量について具体的に調査するところまで踏み込んだのは、手仕舞シナリオについて考えていかなければならないというニュアンスの中で、とりあえず3年ということ合意されたのではないかと受け止めている。社会的貢献ではなく強制徴収にもなり得るような、責任という形で一定の負担を求めていく、ある意味で犯罪がなくなることはないから恒久化するといった話であるとすれば、議論には乗れない。

手元に大きな出えん可能残額があるにもかかわらず、一定の金額規模を常に一定の方法で集めなきゃいけないという必然性がよくわからない。必要な額について、その都度見直していくような仕組みが必要ではないか。

違法行為を行っていない者に対して負担を求めるのが当然ということにはならないであろう。いろいろな検討の方式があるが、義務的なものとするということについては、違うの

ではないかと思う。支援は社会的な貢献という意味合いでやってきたものだと思うので、そういったスキームを考えていただきたい。そのようなことを考えると、今回の案はいずれも合理的に説明することは難しいのではないか。

不法投棄と不適正処理ということで、事業者の負担割合等を見直すことについては同感できる部分がある。今後検討していただきたい。

かりに基金を当面存続するにしても、犯罪行為である不法投棄や不適正処理は、なくならないうであろうということを考えたときに、現在のような産業界の社会貢献に依存した制度は限界があると思う。基金廃止に向けたロードマップ等、条件等を明らかにすべきでないか。

いわゆる排出事業者責任にのっとり適正に処理を行っている事業者がなぜ犯罪行為の後始末をしなければならないのかという疑問は解消されていない。

負担割合については、基金造成のあり方とリンクするものではないかと思っている。産業界から一定規模の金額の拠出を想定して期待するのであれば、任意の拠出という考え方はなじまないのではないか。現在の負担割合を踏襲するということでは、おのずと産業界の拠出にも限界があるので、全体として支援額は漸減していく、あるいはしぼんでいくということが目に見えているのではないか。

以前から広く薄くということで、電子マニフェストというシステムを活用した仕組みづくりについても検討の俎上に載せてほしいと言ってきたが、不法投棄や不適正処理は件数、数量とも減少に向かっており、基金についても、縮小あるいは解消の方向に向かうべきだろうと思っている。そうした中で、従来、社会貢献として任意の拠出であったものを義務的な色彩が非常に強い方式にすることについては抵抗感がある。

なぜ不法投棄の事案が根絶に至っていないかということや支援が必要な事案がなぜ今後も発生すると考えられるかについて、丁寧にまとめることが必要ではないか。

産業界の問題意識としては、支援がモラルハザードを生んでいるのではないかというところが非常に強く、モラルハザードをどのように防止するのかという観点が必要ではないか。

都道府県等の行政代執行の着手に躊躇することなく支障除去等に要する時間を短縮することができるようになったということについて、根拠を示すべきであろう。

今後の支援について、5年程度で見直していくことが望ましいと考えられるのかについて、理由を明示すべきではないか。

今後の支援対象については、少しでも対策を講じれば支援の対象となりうると思われ

ないようにすべきであろう。

安定的な資金が入る場合、支出のチェックが甘くなったり、本来必要のないものまで支出の対象となるということが行政一般、あるいは社会一般にあると思う。チェックをしっかりとやるという姿勢を示すべきではないか。

廃棄物処理システムの受益者は、産業界全体だけではないと思う。

負担割合については、それぞれが果たすべき役割に変わりはないため、従来どおり産業界が2分の1としているが、なぜその割合が適当と考えられるのかについての十分な説明が必要ではないか。

不法投棄等が大社会問題になっていた時期でさえ、基金への出えんを義務的なものにしなかったところであり、その後、関係者が一生懸命さまざまな努力や負担をしながら、不法投棄等を減らしてきており、大分状況が変わってきている中で、義務的なものとするということについては納得できない。

産業界が社会的受益者であることについては、石綿や油濁等の例があるのではないか。

負担割合については、当初から行政と産業界の負担が1対1になっている。平成9年の原状回復基金のあり方についての懇談会の時とどのように状況が変わったかということについて言えば、国は法律を定めており、都道府県は昔より厳しく対応していると思うし、産業界も努力しており、それぞれに努力しているので、割合が変わるのが当然という理由にならないのではないか。むしろ、不法投棄の量や不適正処理量が減ることによって、全体の額が減るので、負担割合は変わらなくても、全体の負担額は当然変わり、産業界が拠出する額も変わってくるという構造になっているのではないか。

汚染原因者に原状回復させることについて、どこまで追及できるかというのが現実的な問題としてあり、徹底的に取り締まることがどこまでできるかということが現実にある。行為者がわからないケースやわかっても結局資力がないといって逃げられるケースもある。そのようなことから、許可業者をフォローする方法もあるのではないかと考えてきた。その場合、負担方法については、業界で決めればよいのではないか。

今の法制度で不備がある部分をより良くしていくことについては、それが本当に産業界や行政にとってメリットがあるのかについて考えなければならない。あまりにも負担が多くなり過ぎてコストがとんでもない額になってしまうのではないかといったことや、日々の排出の手間暇があまりにも多過ぎてごく一部の者の不正のためにそこまでやるのかといったこともあるかと思う。そのような観点から、最後の後始末の仕方をどのようにするのかということについて考えていくという視点もあるのではないか。

地域の環境保全を守るために行政が4分の1負担するという事は、行政としても負担をしなければならないので、当然捨てられる自治体も不法投棄をできるだけ減らそうと努力する。行政としても、この制度があることによって、地域の環境を守ることができるのは事実であり、必要だと理解している。

持ち込まれやすい自治体と、排出する一方の自治体の色分け区分も、議論が必要ではないか。

発想法としては、持ち込む自治体と持ち込まれる自治体の差の問題というのは、無視はできないような気がする。

排出県は監督をするものの、監督に洩れが生じることもあるため、責任はないにしても、不法投棄等の費用について負担すべき分があると思う。国と自治体と産業界が3分の1ずつという区分で負担することもありえるのではないか。例えば、自治体の負担する3分の1のうち、支障除去等事業を行う都道府県が4分の1を負担し、残り12分の1を全国の都道府県で案分することとし、その基準としては排出量に応じて案分するというようなことがあっても不思議ではないと思う。ただし、そのことについて理解を求めするためには、手続きなり筋立てが必要であろう。

3分の1論も、大変傾聴に値する個人的ご見解ということであり、俎上に載せる価値はあるのではないか。

制度をパーマナントなものでやるのであれば、理屈が必要である。手仕舞までのつながりとして、社会的貢献として求めたいということであれば、毎年資金を拠出しており直ちに打ち切るという考えはないが、理屈がなければこれ以上はどうか。

(3) 最後に、その他として、今後の予定について以下のとおり確認された。

- ・ 次回の第13回懇談会の日程については3月中に開催する。

以上